

## 1月

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
  - (1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
  - (2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出
  - 提出期限…1月31日
- 源泉徴収票の交付
  - (1) 交付期限…1月31日
  - (2) 交付先…①所轄税務署長  
②受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告
  - 申告期限…1月31日
- 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
  - 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- 29年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)
- 29年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…1月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…1月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日

- 給与支払報告書の提出
  - (1) 提出期限…1月31日
  - (2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
  - (3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

## 2月

- 29年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 29年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…2月13日
- 29年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…2月28日
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日
- 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…2月28日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日

- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- 29年分所得税の総収入金額報告書の提出
  - 提出期限…3月15日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
  - 申請期限…3月15日
  - 延納期限…5月31日
- 個人の青色申告の承認申請
  - 申請期限…3月15日(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 29年分贈与税の申告
  - 申告期間…2月1日から3月15日まで
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
  - 申告期限…3月15日
- 国外財産調書の提出…3月15日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…3月12日
- 個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の確定申告
  - 申告期限…4月2日
- 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…4月2日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(29年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…4月2日
- 法人・個人事業者(29年12月分及び30年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…4月2日
- 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…4月2日
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…4月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…4月2日

## 3月

- 29年分所得税の確定申告
  - 申告期間…2月16日から3月15日まで
  - 納期限…3月15日

## 目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
秋の表彰等受賞者紹介	3
税制改正に関する提言活動	4
税に関する高校生の作文	5
中学生の税についての作文	6
「税を考える週間」関連事業	7
経営のヒント	
まだ間に合う無期転換ルールへの取組み方	9
労働法改正の重要ポイントと実務対応	11
健康情報	
高齢者の老化を早めているのは日常の栄養不足	12
最近の話題から	
アナログ回帰は「先読み力」で勝負する	13
創立記念のパーティー費用と記念品の取り扱い	14

部会だより	15
会員企業紹介	16
地区会だより	17
税理士会コーナー	
高崎支部 高崎駅でのティッシュ配布活動【税理士 新井勇樹】	19
経営寸話【税理士 狐塚康昭】	20
税務署コーナー	
「確定申告書作成コーナー」をご利用ください	21
納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介	25
お知らせ・表紙説明	26

# 新年のごあいさつ

一般社団法人  
高崎法人会  
会長 横田 貞一



あけましておめでとうございませう。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、北朝鮮のミサイル等の発射実験もあり、わが国に未曾有の緊張がはしり、以後緊迫した状態が続いております。

信頼性の象徴でもあった「日本のものづくり」にも、大きな影が生じ、日本の「ものづくり神話」を崩壊させるような大事件もあり、大企業の不祥事はサプライチェーンの末端にある中小企業にもいわれのない打撃

を与え、大きな不安に陥れ、信頼性を著しく損ねる結果となりました。

法人会活動においては、会員増強を図った青年部会では、昨年度も研鑽を積み、税理士会青年部との研修制度の充実と更なる組織充実を図り、活性化に寄与をしていただいております。

また、女性部会の税に関する絵はがきコンクールでは、昨年は、応募校数の増加が図られ、表彰式は多数のご参加を得て、賑やかなうちに終了することが出来ました。今年度も更なる応募数の増加をと工夫を凝らし、継続して行なうこととしております。

広域にまたがる地区会活動も、各地区会事業が順調に進捗され、会員の参画を得て地域に根ざした事業活動として定着してきております。

また、昨年の公開講演会

も、盛況のうちに開催され、今後も公益事業の充実を図るとともに、会員企業の親睦・交流を図る企画を積極的に進めてまいりたいと考えております。会員諸兄とともに、さまざまな活動を通じて、税に対する理解を深め、税の使われ方、税の在り方等々「税を考える」事となればと思っております。

高崎法人会では、『税制改正提言』活動で域内の会員皆様のご意見を反映させた提言の取り纏めを行い、地元選出の国会議員、市長及び市議会議長への税制改正提言を行ってまいります。こうした活発な活動から高崎法人会の基盤を確かなものとして、会員目標5000社及び福利厚生制度の充実に繋げていく所存です。今年度も会員の皆様から様々なご指摘、ご意見等々を賜りたく存じます。結びに、この新しい年が皆様にとりまして輝かしい年となりますことをご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

## 謹んで新年のご挨拶を申し上げます

### 一般社団法人 高崎法人会



会長・高崎地区会長	横田 貞一
副会長	川崎 信行
副会長	竹内 健
副会長	富沢 好隆
副会長	林 進
副会長	深堀 達義
副会長・渋川地区会長	町田 久
副会長・安中地区会長	氷見 実
副会長・榛名地区会長	清水 威
群馬地区会長	大嶋 孝男
松井田地区会長	萩原 哲也
伊香保地区会長	森田 繁
箕郷地区会長	柳澤 佳雄
吉岡地区会長	勝野 信孝
榛東地区会長	三俣 実
子持地区会長	兵藤 和男
倉渕地区会長	牧野 茂実
新町地区会長	古井戸 榮治
北橘地区会長	今井 健介
赤城地区会長	茂木 眞吉
吉井地区会長	高柳 正行
優良法人特別部会世話人代表	富沢 好隆
青年部会長	竹内 一普
女性部会長	岩井 加代子
他役員	他役員一同



## 新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 高橋 浩生

新年明けましておめでとう  
ございます。一般社団法人高崎  
法人会の会員の皆様におかれ  
ましては、お健やかに平成三十  
年をお迎えのことと、心よりお  
慶び申し上げます。  
貴会と税理士会とは、納税道  
義の高揚のもと租税教室をは  
じめ各種研修会、各種行事等で  
協力し合い、申告納税制度を支  
えております。  
租税教室では、貴会青年部会  
が大幅に小学校の担当を増や  
していただいたことにより、高  
崎税務署管内の実施率が一〇  
〇%になりました。共に租税教  
育を推進するものとして喜ぶ  
と共に貴会の積極的な取り組

みに敬意を表します。  
六回目となる「税を考える週  
間」のティッシュ配りも定着し  
てきております。その際配布す  
るティッシュに同封される税  
に関する絵はがきは貴会の女  
性部会の功績であり、こちらに  
も感謝しております。  
昨年は、貴会青年部会に当会  
の新时代が開始した感があり、  
今後に期待しております。  
結びに、貴会の益々のご発展  
と両会の結びつきが更に強固  
なものとなる様祈念申し上げ、  
年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 竹田 富雄

新年あけましておめでとう  
ございます。平成三〇年の年頭  
に当たり、謹んで新年のご挨拶  
を申し上げます。  
横田会長をはじめ役員並び  
に会員の皆様には、平素より法  
人会活動を通じまして税務行  
政に格別のご理解とご協力を  
賜り、厚くお礼申し上げます。  
一般社団法人高崎法人会に  
おいては、正しい税知識の普及  
と納税意識の高揚を図るため、  
昨年「税を考える週間」におい  
て街頭広報活動や「租税教室  
への講師派遣、「税に関する絵  
はがき」の募集などに熱心に取  
り組まれており、私どもも大変  
心強く思っております。

新年を迎え、まもなく所得税  
等の確定申告の時期となりま  
す。申告書の作成にあたりまし  
ては、国税庁ホームページ「確  
定申告書作成コーナー」をご利  
用いただき、e-Taxでの申  
告または書面での郵送提出を  
お願い申し上げます。また、申  
告書等へマイナンバーの記載  
が必要になりますので、制度へ  
のご理解とご協力の程、よろし  
くお願い致します。  
結びに、一般社団法人高崎法  
人会の益々のご発展と、会員の  
皆様のご健勝、事業のご繁栄を  
お祈り申し上げ新年のご挨拶  
とさせていただきます。

## 平成二十九年 秋の表彰等受賞者紹介

本年度秋の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を  
ご紹介いたします。

### 関東信越国税局長表彰



町田 久  
副会長  
研修委員長  
洪川地区会長  
榎洪川製作所

### 群馬県税務功労者表彰



川崎 信行  
副会長  
広報委員長  
高崎地区会副会長  
榎川工務店



大植 保則  
理事  
税制副委員長  
高崎地区会東支部長  
松井鉄工㈱



氷見 実  
副会長  
組織委員長  
安中地区会長  
榎氷見鉄工所



清水 正郎  
理事  
組織副委員長  
高崎地区会北支部長  
榎研屋

### 高崎税務署長表彰

(敬称略・順不同)



清水 威  
副会長  
活性化委員長  
榛名地区会長  
サンエス工業㈱



大植 保則  
理事  
税制副委員長  
高崎地区会東支部長  
松井鉄工㈱



羽鳥 武久  
理事  
広報副委員長  
高崎地区会豊岡支部長  
榎羽鳥鉄工所

### 租税教育推進校等 高崎税務署長感謝状

一般社団法人高崎法人会



# 税制改正に関する提言活動

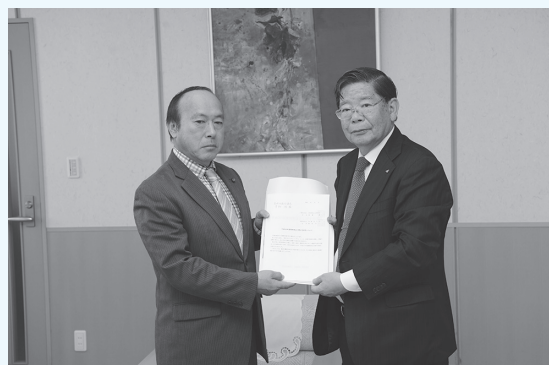
※全国各地域の法人会で、  
税制改正に関する提言  
活動を行いました。



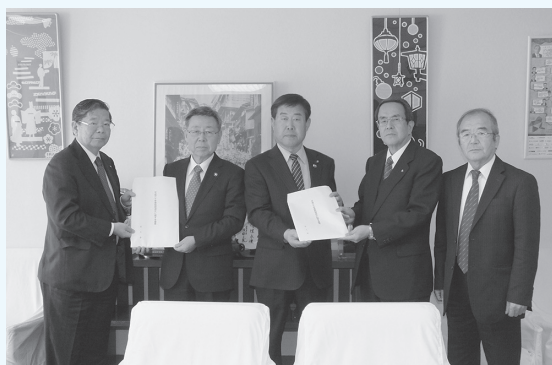
## 平成30年度 税制改正に関する提言



左から  
富岡高崎市長、横田会長



左から  
青柳市議会議員、横田会長



左から 横田会長、高木渋川市長、須田渋川市議会議員、  
町田副会長、登坂渋川副地区会長



左から  
氷見副会長、茂木安中市長、武井安中地区会理事

### 要望先一覧

(高崎税務署管内)

衆議院議員	福田 達夫氏
衆議院議員	小淵 優子氏
高崎市長	富岡 賢治氏
高崎市議会議員	青柳 隆氏
渋川市長	高木 勉氏
渋川市議会議員	須田 勝氏
安中市長	茂木 英子氏
安中市議会議員	上原富士雄氏



左から武井安中地区会理事、氷見副会長、  
齊藤安中市議会議員、上原安中市議会副議長

「平成30年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。

※詳しい平成30年度の提言につきましては、法人だより166号または、高崎法人会ホームページに掲載しております。

会員一社一社の力が集まり、この様な活動が行えます。  
今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。

群馬県租税教育推進協議会長賞

# 税のあり方

群馬県立高崎女子高等学校一年

森本都美さん

日本は今年の四月に消費税を十パーセントに引き上げる予定だった。しかし、昨年の六月に増税を二年半先送りすることが正式に表明され、実際には現在も八パーセントのままである。消費税を引き上げることには大きな話題となり、増税を反対する人々が政府に対してデモ行進をするニュースも見た。二パーセント増税すると、それまで一〇八円で買っていたものが一一〇円になる。たった二円と思うかもしれないが、車や家など大きな買い物になると、その差は大きくなる。だから、消費者が不安に思うのも理解できる。

税はなんと現在の日本の三倍以上の二十五パーセントである。しかし、世界幸福度ランキングでは常に上位で国民からの信頼は厚く、国民は安心して税を納めているという。こんなに高い税率なのになぜ幸福度が高いのだろうか。

デンマークでは女性が社会に進出しやすいように保育施設利用料の三分の二を国が負担している。また、大学までの教育費、医療費、介護にかかる費用が無料であり、社会保障がとても充実している。

さらに、私が調べていて一番驚いたことは、デンマークの地方議員に給料はなく、ボランティアのようなものであるということだ。地方議員になる人は収

入目当てで立候補するのでなく、自分の住んでいる地域をより良くしたいという強い気持ちから立候補している。そのため、給料がなくても立候補する人は多いのだという。また、議員になった後の汚職も世界で一番少ないそうだ。この思いやりの大きさが、デンマークの高い幸福度につながっているのだと感じた。

日本は他者と比較し、損得で物事を判断する傾向があるように思う。例として「損得勘定」という言葉があるように、メリットとデメリットを天秤にかけて判断することが多い。

しかし、税に関しては天秤にかけてはいけなく、私は思う。損得の視点からではなく、思いやりの視点から税について考えることが大切だ。健康な人が病気に苦しむ人をいたわり、健康な人が障がいのある人の手助けをし、裕福な人が貧しい人を支え、不自由なく暮らす人が被災している人の力になる。しかし、この関係は可変的であり、逆転することも考えられる。つま



り今は支えている側の人も、いつかは税によって支えてもらう側になるかもしれない。だから税を「納めるもの」よりも「未来への思いやりの投資」と考えることが大切だと思う。

納めている税が困っている誰かのために、将来の自分の支えになるかもしれない。多くの人がこのような考え方をすれば、増税を反対する気持ちよりも明るい未来に対する投資が増え、より国民の生活が豊かになるのではないだろうか。明るい未来を願って、これからも思いやりの投資をしていきたい。

## 中高生の「税の作文」受賞者一覧

(敬称略・順不同)

### 税に関する高校生の作文

【群馬県租税教育推進協議会長賞】  
群馬県立高崎女子高等学校  
1年 森本都美

税が教えてくれたこと  
群馬県立高崎女子高等学校  
1年 中野実歩

【高崎税務署長賞】  
税の印象  
群馬県立高崎女子高等学校  
1年 松井理紗

知らなくてはいけない税  
群馬県立安中総合学園高等学校  
1年 相沢渚早

私達の税と震災の関わり  
高崎商科大学附属高等学校  
2年 石井沙弥香

【高崎税務署管内】  
租税教育推進協議会長賞  
心でつながる税金  
群馬県立榛名高等学校  
3年 宮下彩花

「税」の大切さ  
群馬県立渋川高等学校  
2年 横尾仁之介

暮らしを守る税金  
群馬県立渋川女子高等学校  
1年 星野純伶

消費税と私たち  
群馬県立安中総合学園高等学校  
1年 吉田向日葵

税金  
高崎商科大学附属高等学校  
2年 岡田美沙稀

### 中学生の税についての作文

【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 銅賞】  
税金について考えたこと  
高崎市立箕郷中学校  
3年 瀧野楓

豊かな未来のために  
安中市立第一中学校  
3年 田島佳歩

群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 銅賞

# 税金について考えたこと

高崎市立箕郷中学校三年

瀧野 楓さん

私が父と歯医者に行った帰りに、父が車を運転しながら「今は治療が無料で助かるけど、来年からは三割負担だから大変だな」と話したことがある。「え、何で？」という私に、父は「子ども医療費無料の対象は中学生までだからだよ。でも、財源は限りがあるから仕方ないけどね」と言いますが、私には財源という言葉がわからない。すると父は、「税金のことだよ。今日の医療や今通っている道路など生活に必要なものには税金が使われるけど、その税金は十分ではないということだよ」と話すけど、わたしにはなんだかよくわからない

い。そんな私に、父は家に帰ると「これを見れば、税や今の日本のことが少しわかると思うよ」と、パソコンから印刷した一枚の資料を渡してくれた。その資料は「日本の財政と国の財政を家計に例えたら」というものだった。資料には、日本の国全体の財政状況を一般家庭の一ヶ月の生活費に置き換えたものであった。それによると一ヶ月の家の支出は四十八万円のうち借金返済が十二万、収入の月給は三十万しかないの残り十八万は借金しているのとことだ。借金の金額が大きく、借金返済のために更に借金

しているような状況を知ってビックリし、考えさせられた。普通の家庭なら生活ができない状態なのに、なぜ日本は大丈夫なのか？父の話では、「日本が信頼されていて国債というしくみで借金をさせてくれている」「日本に対する信頼というものは、消費税を引き上げたり景気を回復させたりして税収を増やし、財政状況を直すことができる」ということのようにだ。なぜ消費税を上げるのか、なぜ景気回復のことが度々ニュースで流れるのか、これまであまりよくわからなかったことが少しわかってきたような気がする。

消費税の引き上げや、色々な税の増税に反対する意見には色々な事情や理由があると思う。また、そうした税金のことを決める政治のことも私にはよくわからない。でも、この資料でよくわかったことは、税金の大切さ、そしてその大切

で限りがある税金の使い道は、本当に必要なものを選んでいかなければならぬということである。景気回復もできず、税収も伸びず、このまま借金が増え続けていくと、いつか日本の信用・国債の信用がなくなり、日本は大変なことになるってしまいたい。そして、その結果は、私たちの世代が背負い込むことになるらしい。将来大人の仲間入りになっていく私も、税金についてもっと勉強し、考えていかなければならぬと思う。



- 【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】  
大きな助け合い  
高崎市立佐野中学校  
2年 田 胡 日向
- 【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】  
当たり前のために  
高崎市立寺尾中学校  
3年 二 澤 叶 優
- 【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】  
ボランティアに変わるもの  
高崎市立吉井西中学校  
2年 茂 原 優里香
- 【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】  
国民と税金  
渋川市立子持中学校  
3年 日 景 花 音
- 【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】  
明るい未来のために  
渋川市立北橋中学校  
1年 田 口 菜 央
- 【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 優秀】  
「負担はありません」  
新島学園中学校  
3年 久 保 田 和 香
- 【高崎税務署賞】  
公平な税  
高崎市立新町中学校  
3年 河 野 華 子
- 【高崎税務署賞】  
支え合いの「税金」  
渋川市立伊香保中学校  
1年 田 中 亜 美
- 【群馬県高崎行政県税事務所賞】  
税金の納め方  
高崎市立高松中学校  
3年 吉 原 瑞 貴
- 【群馬県渋川行政県税事務所賞】  
暮らしの中の税  
渋川市立渋川北中学校  
3年 小 川 夏 鈴
- 【高崎税務署賞】  
租税教育推進協議会長賞  
税金と私の関わり  
高崎市立片岡中学校  
3年 吉 田 和
- 【高崎税務署賞】  
税金に感謝  
渋川市立渋川北中学校  
3年 菱 田 翔
- 【高崎市教育委員会教育長賞】  
恩恵に感謝  
高崎市立第一中学校  
3年 深 堀 泰 生
- 【渋川市教育委員会教育長賞】  
税金がある意味  
渋川市立子持中学校  
3年 池 田 夏 望
- 【安中市教育委員会教育長賞】  
税がしてくれなこと  
新島学園中学校  
3年 芝 崎 光 咲
- 【榛東村教育委員会教育長賞】  
安心して暮らすために  
榛東村立榛東中学校  
3年 中 林 心

11/11  
11/17

## 「税を考える週間」 関連事業

平成29年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、菊地幸夫氏による公開講演会などを実施しました。

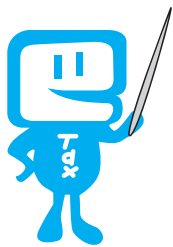
### 税を考える週間PR運動 ポケットティッシュ配布

11月13日(月)高崎駅東口及び西口にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、高崎行政県税事務所との4者合同、総勢73名で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役員が、群馬県のキャラクターの「ぐんまちゃん」と



共に、午前7時より配布を開始し、通勤・通学途中の方々に挨拶とPRの声掛けをしつつ、6000個のポケットティッシュを配布しました。



### 菊地幸夫氏 公開講演会開催

11月16日(木)高崎市総合福祉センターにて、弁護士菊地幸夫氏をお招きし、「出会いの人生で学んだこと」と題した公開講演会を開催しました。

講演会当日は、会員の方々をはじめ一般の方も含め約180名の方々が聴講に訪れました。

演題からテレビ関係の出会いと思つて参加された方が多かったと思いますが、弁護士業務における出会い



の話で、相続関係の話が中心となっていました。

親、兄弟でも、ちよつとしたことから亀裂が入り、取り返しのつかないことになることがあるそうです。

そのため、財産をお持ちの方は遺言書を作るそうですが、その遺言書をめぐるとトラブルが意外と多いなど経験に基づく内容を、面白おかしく話され参加者からも楽しい講演会だったとの声がかれました。

T&D  
T&D保険グループ

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
TEL 027-223-5260

企業  
保障

ポーター賞  
2004年受賞

納税表彰式

11月15日(水)ピエント高崎において、高崎税務署、高崎行政県税事務所、渋川行政県税事務所、高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会（税団協）共催による納税表彰式が行われ、高崎法人会も、税団協の一員として行事に携わりました。



表彰式では、高崎税務署長表彰、高崎行政県税事務所長表彰、渋川行政県税事務所長表彰等の授与が行われ、当会からも延べ5名の方が受賞され、団体として、高崎法人会も租税教育推進



校等高崎税務署長感謝状を頂きました。（3頁参照）

また、税に関する高校生の作文、中学生の税についての作文の表彰式も行われ、優秀作品2点の朗読も行われました。（5～6頁参照）



高崎税務署長講演会

優良法人特別部会（富沢好隆世話人代表）では、「税を考える週間」に先駆けて、10月24日(火)、高崎税務署長の竹田富雄氏をお招きし、税務署長講演会を高崎ビューホテルにおいて実施しました。



講演会は、「税務訴訟について」と題し、竹田署長が4年間訟務官室という訴訟関係の部署に在職をしてきた経験を基にした講演でした。その際、地方の弁護士事

務所を使うより東京の弁護士事務所を使ったほうが勝率は高くなるが、実際のところ訴訟を起こしても1割程度しか勝つことが出来ないの、よほどのことがない限り訴訟は起こさないほうが良いなど、ご自分の経験に基づく講演は大変興味深く、参加された皆様から面白かったとの声が聞かれました。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

AIG損害保険株式会社 前橋支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01



いよいよ今年4月スタート!

まだ間に合う

# 無期転換ルール

## への取組み方

(株)人事サポートプラスワン  
代表取締役 松本健吾

### 雇用期間を定める意味

一般的な非正規雇用とは、雇用期間を定めた有期の労働者(有期社員)のことで、全国で約2,000万人います。そのうち約3割が、通算5年を超えて反復更新している実態にあり、実質的には、会社にとって不可欠な恒常的な労働力として、定着していることも多く見られます。

それにも関わらず、どうして会社は、有期社員としたいのかを考えたならば、受注の変動等に対応するための雇用の調整機能として

はないでしょうか。「仕事が減った時に正社員の解雇は難しいが、有期社員なら期間満了で辞めてもらえる」ということなのでしょう。

しかし、法的には、契約した雇用期間のみ働くのが有期社員であり、更新することを前提としていないと考えられ、ここにギャップがあり、問題が生じます。とくに、有期社員の雇用期間を会社の都合で更新しないことを「雇止め」と言いますが、反復更新により、社会通念上、解雇と同視できると認められる場合、または、更新されると期待することに合理的な理由が認め

められる場合は、原則的に「雇止め」はできません。もっとも、この判断は、雇用の臨時性・常用性、更新の回数、雇用の通算期間、契約期間管理の状況、雇継続の期待をもたせる使用者の言動の有無などを総合的に考慮しなければならず、実際は裁判でしか、決着はつきません。

しかし、健全な労使関係のもとに、有期社員側が、「もともと、雇用期間を定められた契約だったから、しょうがない」と納得して、トラブルに発展していかないだけであることを知っておかなければなりません。

### 無期転換ルールのあらまし

このような労働環境のなか、有期社員に対する「無期転換ルール」がスタートします。

この無期転換ルールとは、同じ会社で、雇用期間が5年を超えて、反復更新された有期社員には、無期労働契約(期間の定めのない労働契約)への転換を申込む権利(無期転換申込権)が

発生し、有期社員がこの権利を行使して会社に申込んだら、会社は断ることができず、無期の労働契約に転換しなければならないというものです。

これによって、有期社員は、雇止めの不安から解消され、雇用の安定につながるようになるのです。

このルールの対象となる有期社員は、一般的には「契約社員」「パートタイマー」「アルバイト」と呼ばれる労働者で、名称に関わらず、雇用期間に定めのある労働者すべてが対象になります。なお、「派遣社員」は、派遣元にて対応が求められません。

この無期転換ルールは、平成25年4月に改正された労働契約法で決まりました。しかし、改正以降に開始した雇用期間からカウントすることになっていないことから、実際には、今年(平成30年)4月から開始されることとなります。そのため、1年の雇用期間を更新している場合、最速で平成30年4月1日を始期とする契約から、対象となるのです。

そして、通算5年を超えて更新された雇用期間内のいつでも申込みができ、申込んだ時点で成立します。ただし、すぐに切り替わるわけではなく、次の更新のタイミングで、無期労働契約に転換されます。

このように、無期転換申込権が発生する時期が迫っていることを踏まえると、早期に対策を検討する必要があります。

なお、雇用期間を通算しなくてよい「クーリング期間」も定められ、空白期間が6か月(雇用期間が1年未満の場合はその期間に2分の1を乗じて得た期間)以上ある場合は、通算しないことになっています。

### 無期転換ルールが除外される特例

有期社員であれば、原則的にすべて無期転換ルールの対象となりますが、少し特殊なケースもあります。例えば、5年を超えるプロジェクトに、高度専門職として有期社員として雇った場合、無期転換ルールが適用されると、プロジェクト

が終了した後も雇用し続けなければなりません。

また、60歳で定年を迎えた後、嘱託社員して再雇用され65歳を過ぎて更新されると、無期転換ルールが適用されることになり、新たな定年がなければ、生涯雇用し続ける状況になります。

そこで、このような場合には、高度専門職はプロジェクトの開始の日から完了の日までの期間（上限10年）、継続雇用の高齢者は無期転換申込権が発生しないという特例が適用されます。

ただし、この特例の適用を希望する会社は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出しなければなりません（労働基準監督署経由での提出可）。

そのうえで、計画が適切であれば、認定が行われ、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

つまり、会社が独自で判断することはできず、認定がなければ、原則どおり無

期転換ルールの対象となります。

### 転換後の3つの方向性

有期社員は、正社員と比べて責任が小さいことや転勤がないことなど、働きやすい面もあり、有期社員という働き方を好んで選択している人もいます。このような有期社員が、無期労働契約について申込んでこないなら、転換する必要はありません。

また、無期転換ルールにおいては、有期社員の申込みに基づき、無期労働契約になるだけです。しかし、「無期労働契約Ⅱ正社員」ではありませんので、有期社員が無期転換した場合の働き方を、構築する必要があります。

この場合、企業の取るべき対策としては、次の3つの方向性が考えられます。

- ① 積極的に正社員に登用する「ポジティブスタイル」
- ② 期間だけ無くして他は変えない「ニュートラルスタイル」

③ 5年を超えて更新しない「ネガティブスタイル」

それぞれを見てみると、①では人件費の増大、③は人手不足が懸念されるところです。

また、③においては、新たに雇用する有期社員との契約で、更新上限を定めることは許されますが、すでに反復更新してきた有期社員に追加することは、雇止めとして大きなリスクとなり、慎重な対応が必要です。

そこで、多くの会社で選択すると予想されるのが②であり、「準社員」「無期契約社員」「限定社員」といった名称で、正社員でも有期社員でもない、新たな身分の社員が生まれます。

しかしながら、基本的には雇用期間を除いて働き方は変わらないため、大きな変更はありません。

ただし、少なくとも、雇用期間がなくなると定年を設けることを検討しなければならず、正社員の定年制を準用することで、「雇止めされることなく、自動的に定年まで更新が続く有期社員」という、イメージに

なります。

なお、有期社員に定年を定めている場合もあります。が、定年とは、本来は無期労働契約のためのルールであり、有期社員の場合は、更新基準として年齢を設定したもので、定年とは別のものであるということが、正しい捉え方です。

### 未来に向けて積極的な仕組みづくり

「人手不足は困るけど、人件費は増やしたくない」というのが、会社の本音です。

これからの労働環境においても、短時間労働者に対する社会保険加入の拡大、最低賃金の引上げ、同一労働・同一賃金ガイドラインの実施など、人件費が上昇していく要因はまだまだあり、簡単に実現できない現実もあります。

しかしながら、無期労働契約に転換したことにより、労働条件を低下させることは、望ましいことではありません。

無期転換ルールの方向性については、代替要員の確保ができるか、担当する業

務の難易度はどうか、担当する業務は継続するのか、といったことで判断しますが、転換後の労働条件を改善することは、モチベーションやパフォーマンスを高めることにつながるものです。

会社としては、目先の人手不足解消やコンプライアンスとして捉えるだけでなく、将来の収益や要員管理の見通しに基づく対応が求められます。

雇止めのリスク回避だけでなく、将来を見据えれば、正社員への登用も十分に価値あることになるはずであり、さまざまな働き方で、多様な人財を活かす仕組みが、より一層求められています。

最後になりますが、国でも、さまざまな支援が行われています。

特に、有期社員を正社員化する取組を実施すること等による「キャリアアップ助成金」というものがあります。会社が円滑に無期転換ルールを導入する上でもメリットがあるものですので、ぜひご活用ください。

近時の  
**労働法改正の重要ポイントと実務対応**

（株）人事サポートプラスワン代表取締役 松本健吾

① はじめに

毎年、さまざまな労働関係法令が改正され、企業には、就業規則の見直しや新たな制度づくりなどが求められます。特に、改正時期

といえば4月ですが、通達や規程例等の多くが、施行間際で発表されるため、年度の初めはその準備に追われます。しかしながら、今年には珍しく、大きな改正がありませんでした。

気になる改正としては、労働関係法令とは少し違いますが、5月に「個人情報保護法」が改正されました。

その内容は、個人情報の定義がより明確にされたことに加え、今まで対象外であった5,000人分以下の個人情報を利用する会社も含め、すべての企業に個人情報取得・利用・提供等その一切の行為について義務が課されるようになりました。

このように知っておくべ

き改正やこれからの対応として早めに準備しておくべきこともあります。そこで、少しだけですが、最近の動きを見てみましょう。

② 改正育児・介護休業法

平成29年1月には、「育児・介護休業法」が改正されました。多くの改正点があります。そのなかでも最も重要な見直しポイントは、「介護休業の分割取得」です。

93日という介護休業の期間は変わりませんが、改正前は、対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回のところ、改正後は、対象家族1人につき、要介護状態に關係なく3回までとなりました。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。

最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加されました。

③ 改正労働契約法

平成25年4月に導入された労働契約法による「無期転換ルール」が、早ければ平成30年4月に5年が経過し、労働者の申込みに基づき、無期労働契約に転換することになります。

しかし、「有期雇用特別措置法」により、高度専門職や継続雇用の高齢者などは、都道府県労働局長の認定を受けることで特例が適用されます。

無期転換ルールの理解はもちろん、転換後の雇用形態や労働条件といったしくみづくりに加えて、特例の適用も検討する必要があります。

④ これから

政府の働き方改革実現会議において、「同一労働同一賃金ガイドライン案」がまとめられました。

労働契約法やパートタイム労働法による均衡待遇をさらに進めた考え方といえますが、定年後の再雇用も含め、雇用形態の違いによる格差については、すぐ解決できる問題ではありません。基本的な考え方だけでも先取りし、働き方の見直しを進める必要があるでしょう。

もう一つ注目されるのは「長時間労働の是正」で、三六協定の上限規制の罰則の強化や特別条項の在り方が取り上げられています。

これも単なる残業削減として取り組んでも解決は困難で、働き方を見直さなければなりません。

なお、平成28年に予定されていた労働基準法の改正も気になるところで、いまだ審査中であり、長時間労働の是正が先行する可能性が高いです。

このように「働き方改革」

は、企業に大きな影響を及ぼすものであり、まだまだ見直しが進んでいきます。注目して情報収集に努めましょう。

⑤ おわりに

労働関係法令は広範囲に及び、努力義務まで含めた法令となるとすべて遵守できている企業はほとんどないでしょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

労働基準監督署の定期監督の実施結果をみると、ここ数年間、「労働時間」「割増賃金」「労働条件の明示」に関する違反がワースト3として挙げられています。これらの事項を中心に精査することがよいでしょう。

そして、改正法の情報を中心にバージョンアップし続けることが重要です。

## 高齢者の老化を早めているのは 日常の栄養不足

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

タンパク質の慢性的な摂取減で、「低栄養」の状態に

近年、老年学の研究者などから、特に70歳以上の高齢者は日常的な栄養不足から、無気力になったり、老化が早まったりしているのでは、という指摘が強まっています。中でも不足しているのは、エネルギー源であり、筋肉や臓器、皮膚、爪などをつくる重要な栄養素のタンパク質とのことです。

「飽食の時代」における高齢者のこうした実態を示すのに、通常は「低栄養」という穏やかな表現が使われています。なぜかと言うと、当の高齢者は「自分ほとんどちゃんと食べているので栄養状態が悪いはずはない」と信じ込んでいるケースが多いので、そうした心情も

汲んだ表現になったのかと思われま。

しかし、そんな生ぬるい言い方ではいけない、お年寄りに猛省を促すためにも、もっと厳しく注意すべきだ、という考え方もあります。そこで生まれたのが「新型栄養失調」という、おどろおどろしい言葉です。超高齢者の中には最終前後の食べ物のなかつた時代を体験した方が多いので、栄養失調という用語に強く反応すると見たのでしようか。お年寄りにとつては、今や「貧食の時代」になっていて、という説まであります。

日本は世界でもトップクラスの高齢国家になり、はつらつとしたお年寄りが注目される一方で、食が細くなり、痩せて元気がない高齢者が増えているのも事実

です。歳を重ねてくると一般的に食欲が落ちてくるほか、内臓の病気や歯周病の進行で歯がなくなり、食べたくても食べられない人も多くなります。

それらの方々には病気や歯の速やかな治療を望むとして、研究者たちが憂慮しているのは、前述の「十分に食べているつもり」でいる人々のタンパク質不足です。高齢になると知らず知らずのうちに吸収力が弱くなるので、食べたと思っても体が受けつけず、栄養が身につかなくなりま。

お年寄りの食事は、「あつさり」ではなく「しつかり」

もう1つの問題点は、歳をとると肉や脂っこい物を食べてはいけな、と固く信じている人の多いことです。「きちんと食事をしてる」と話すお年寄りに研究者が中身を尋ねると、大半はご飯とみそ汁に野菜の煮物、漬け物で、2、3日

置きに豆腐、卵を食べることはあっても、肉類はまず見当たらないそうです。牛乳やバターも敬遠している人が多いようです。

これには昭和年代の後半に大ブームになった「粗食長寿説」が、今も尾を引いていると見られます。「長寿の原点は肉や脂を食べない粗食にある。しかし粗食は粗末な食事のことではなく、健康の素になる『素食』と同義語」といった説でした。そして一時は各地に「粗食長寿村」が出現し、都会から食事体験のバスツアーまで組まれましたが、東京都老人総合研究所の発表した報告書を機に、次々と消え去っていきま。

それは東京と秋田で計2千人もの高齢者を対象にした大規模な健康調査のレポートで、聞き取り調査によると、元気なお年寄りは3食ともタンパク質をきっちり摂り、牛乳も毎日のように飲んでいました。そうした人たちは病気になることが少ないばかりか、日常生活では歩くのが早く、握力も強くて、地域活動など社会奉仕にも熱心に取り組んでいました。

報告書の科学的なポイントは、血液検査による血清アルブミンの数値でした。アルブミンとは、アミノ酸から出来るタンパク質の1種です。日常的にタンパク質を多く摂取する人はアルブミンの数値が高くなると考えられていましたが、これら元気印の方々からは、いずれも高い数値が確認され、タンパク質の重要性が裏付けられたのです。その後の研究で、血清アルブミンの数値が、体内の栄養状態を示す指標となりました。

タンパク質は肉や魚の動物性と大豆を中心とする植物性に大別されますが、栄養学的にはそれぞれが1対1で、肉と魚も同じ比率が望ましいとされています。またその後の研究で、肉類の方がアルブミンをより増やす、青い魚には認知症の予防効果が強くある、といった説も唱えられています。

結びとして、高齢者の食事は「あつさり」ではなく、「しつかり」が肝心です。体調に注意しつつ、栄養素のバランスを考えて3食きちんと摂るように心がけま

# アナログ回帰は「先読み力」で勝負する

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

夏目漱石の「草枕」に「智に働けば角が立つ」という一節がある。デジタル化によって組み立てられた「理知的化した空間」の居心地は、生身の人間にとっては必ずしも「心地よい」ものではない。

人間はどうやら温もり、優しさといった曖昧な空間が捨てがたいようで、昨今、音楽やゲームの世界でアナログ回帰の動きが目立っている。

成熟したデジタル化社会のアナログ回帰現象は、なにも日本に限ったことではなく世界的傾向だという。そうであるならこの風向きは、日本にとっては世界に日本を位置づけるまたないビッグチャンスだ。

今では音楽は、CDから

ではなくネットからダウンロードし、入手するものと相場が決まってきた感がある。ところが近頃、マニアの間ではCDの前身であるレコードやカセットテープが復権しつつあるという。

そもそもCDの登場は、レコード盤を走る針やテープの巻きが起すノイズを除去し、音源そのままのピュアナ音を視聴者に届けることだった。ところが、その除去したはずのノイズの存在が逆に人間の不完全性と重なったのか、今ではノイズの切り切れていない状態のレコード等がブームになりつつあるという。

同様の現象は、ゲームの分野でも起きている。オンラインやオセロといったボードゲームを仲間同士で楽し

む遊び場を提供する「ボードゲームカフェ」が増えているという。生身の人間を目の前にすれば、打つ手が限られてきたときの焦りの表情、決め手を掴んだ時の余裕の表情等々という、コンピュータ相手では得ることができない一喜一憂の気分を感じながら、遊ぶことが出来る。ここでもまた感情という「雑味」が新鮮味とされている。

「音楽」は姿を持たない点でコンピュータの土俵にある情報と同じだし、「ゲーム」はルールの塊だからコンピュータを動かしているプログラムと同質だ。そのためコンピュータの能力アップとともに、行き着くところまで容易にデジタル化が加速したわけだが、その結果、排除された「人間らしさ」という雑味が大きくなり、新市場として生まれてきたのだ。

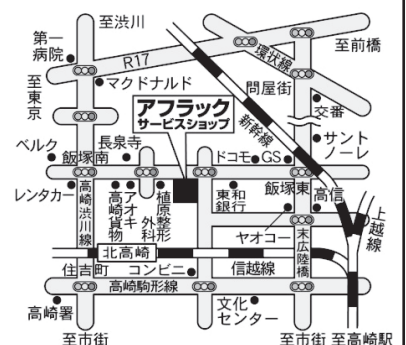
ところで、デジタルからアナログ回帰で人々が関心を持つものに「先読み

力」が上げられる。AIにもありえず、人間にしかない力だけれど、中でも日本人はものの変化を先読みして加工する「職人技」や、客の期待を先読みして対応する「もてなし」を発信できるほど、この力が強い。

課題は「日本製は高い」という、生産物の値付けの説明力だ。購入者全員がリーダーではない。「先読み」とは「潜在リスクの除去」だから、未使用者に先読み力でどんな潜在リスクを除去したかを伝える力がつけば、日本製の値段は「使い手に立った」安物買いの銭失いをさせない結果の値段だということが伝わるだろう。「ブランド包装紙」とは異なる値付け思想の発信だ。

人間はリスクに弱い。アナログ回帰の市場下に、「先読み力」でどんな潜在リスクを除去したかを知らせることが出来るかが、日本の値段の勝負である。

**Affac**  
 アフラックサービスショップ  
**募集代理店**  
**(有)井田総合ビジネス**  
 アフラック い〜な  
**0120-0269-17**  
 〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2  
 TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455  
 http://www.idasogo.co.jp  
 ●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)



# 創立記念のパーティー費用と 記念品の取り扱い

〓 経理課社員リサと  
顧問税理士サキ先生の税務問答〓

税理士 舟田 浩幸

**リサ** 当社は今年で創立10周年のため、ホテルで創立記念パーティーを開催する予定です。取引先を招待し、当社の従業員も全員出席する予定です。パーティーの飲食代は1人15,000円程度で、全員に5,000円程度の置時計を渡すつもりです。この場合、税務上の処理はどのようにすればよいでしょうか。

の分は原則として給与所得として源泉徴収が必要になります。ただし、一定の要件を満たす場合には給与課税の必要がありません。

**リサ** 従業員の飲食代は福利厚生にはなりませんか。

**リサ** 置時計に、社名と10周年記念の刻印をしたもので、記念品にふさわしいと思います。

創立10周年おめでとうございます。さて、今回のケースでは、飲食にかかると費用は1人5,000円を超えていますので、すべて交際費になります。また、置時計は、取引先の方は交際費になりますが、従業員

**サキ先生** 置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違う

創立記念日に際し、従業員に、社内において供与される通常の飲食に要する費用であれば福利厚生費となりますが、取引先を招待してホテルで行う今回のような創立記念パーティーはこれに該当しません。

ということですね。従業員に支給する置時計に給与課税の必要がない一定の要件とはなんですか。

**サキ先生** 3つの要件を満たすことが必要です。1つ目は、支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであることです。

**リサ** 2点目は、そのものの処分見込みにより評価した価額が10,000円以下のものであることです。10,000円の判定は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額で行います。

**サキ先生** 本人が自由に選択できるものなく給与課税が必要ですので注意してください。

**リサ** 5,000円です。置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違う

**サキ先生** 3点目は、創業記念のように一定の期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後おおむね5年以上の期間ごとに支給するものであることです。

**リサ** 10周年記念です。置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違う

**サキ先生** 本人が自由に選択できるものなく給与課税が必要ですので注意してください。

**リサ** 10周年記念です。置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違う

**サキ先生** 本人が自由に選択できるものなく給与課税が必要ですので注意してください。

**リサ** 10周年記念です。置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違う

**サキ先生** 本人が自由に選択できるものなく給与課税が必要ですので注意してください。

法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に幅広く対応した **がん保険。**

アフラックは **No.1** がん保険契約件数 (平成25年度「がん」がん保険契約件数)

— 法人会 — **新 生きるためのがん保険 Days**

— 法人会 — **新 生きるためのがん保険 Days**

はじめでダック since 1974

©商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社 千370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF法推-2015-0036-1512019 7月8日

女性部会

豊島法人会  
女性部会との  
意見交換会

10月18日、東京・豊島法人会女性部会との視察研修会を開催いたしました。

豊島法人会女性部会の方々は、平成27年に群馬に訪問した際、高崎で昼食時交流会を開催したご縁がありました。二年後の本年、豊島法人会女性部会への訪問が実現しました。

最初に、豊島法人会管内のとげぬき地蔵で知られる曹洞宗萬頂山高岩寺へ参りました。循環器内科医で住職である来馬明規和尚は禁煙活動をされていて、医僧として講演会活動やマスコミにも度々登場している方です。禁煙マークのついた袈裟を身につけて登場し煙草の害や健康についてユーモアを交えてのお話をお聞きいたしました。また、豊島法人会の方々と、巢鴨地蔵通り商店街の散策も心の通い合うものでした。

昼食会は大塚駅近くのホテルで、お互いの活動報告、企業情報の交換等を交えな

がらの友好的かつ楽しい充実した時間を過ごしました。

豊島法人会の方々とお別れをした後は、中々見学できないと言われている警視庁本部へ厳重な警備のなか訪問いたしました。警察参事室には、明治以降の歴史的事件の貴重な資料が陳列されており、時間が遡ると生々しく、時間が遡るような気持ちになりました。通信指令センターでガラス越しに24時間体制の110番の受理、手配の状況をリアルタイムで見学し、説明の方からの事件件数のお話等、驚く事ばかりでした。私たち女性部会は、これからも横の繋がりを密にし、地区の活動や情報交換をすることで会員の皆様に喜ばれ必要とされる会を目指しており、この度の訪問は意義深く感慨のあるものでした。



青年部会

社会的責任としての  
租税教育活動と租税教室

【租税教室とは】  
〔国税庁資料より抜粋〕

「租税教室」は、次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が、国民各層に広がっていくことを願って開催しています。（中略）

税金とは「社会共通の費用をまかなう会費」であるということを学んでもらい、なぜ税金が必要か、また、税金が社会のためにどのように使われているかなど、ビデオ等を使って説明します。

【管内での取り組み】

高崎税務署長、管内の市町村長、各教育長、校長、行政県税事務所長、法人会を含む税務協力団体等で組織する高崎税務署管内・租税教育推進協議会（会長 高崎市長 富岡賢治氏）が中心に高崎市、洪川市、安中市、吉岡町、榛東村の小中学校、中学校、高等学校等を対象に租税教育活動・租

税教室の開催を行っています。

【高崎法人会での取り組み】

法人会青年部会としては、民間企業の社会的責任・社会貢献活動のひとつとして、部会員の理解と協力のもと、税知識の普及や啓蒙を目的に、租税教育推進協議会のご協力を得ながら租税教育活動の「租税教室」の開催を行っています。

また、税が大切なものだと伝えると同時に、税が正しく使われているのかを国民一人一人が自分のこととして考え行動してほしいとの願いで租税教室を行っています。

【最後に】

青年部会に限らず、すべての法人会の会員企業の皆様のご理解とご協力で、民間企業の集合体として会員の社会的責任を果たすための各種の社会貢献活動が行えますことを、改めてご理解いただければ幸いです。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 前橋支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**  
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**  
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

群馬

会員企業紹介

鈴木義昭税理士事務所



代表者  
鈴木義昭

一、所在地

高崎市福島町七八二一  
TEL 〇二七―三八八―九九二六  
FAX 〇二七―三八八―九九一七

二、事業概要・会社PR

当事務所では巡回監査を基本業務として、最新の経営成績と財政状態を分かりやすくご説明します。また業務改善、資金繰りなどに関して、貴社の親身の相談相手としてお手伝いさせていただきます。社長の「夢」の実現を、ともに目指しましょう！お気軽にご連絡ください。

三、経営理念

「担雪埋井の経営」  
中国・唐の言葉で、雪を担いで井戸を埋めると言うことです。井戸にいくら雪を投げ入れても、



瞬時に融けてしまい、井戸を埋めることはできない。しかし無理だとかかっていても、それを無心でやり遂げる行為そのものが尊く、そのうちに大きな成果につながるのだという解釈です。企業経営も、担雪埋井のごとく一筋縄ではいきません。しかしこつこつと地道に継続して取り組んだ先に、成功と発展が待っています。当事務所はそんな企業の応援団として、今後とも尽力してまいります。

倉 渕

会員企業紹介

株式会社 豊原組



代表取締役  
豊原英治

一、所在地

高崎市倉渕町

岩氷七四二一  
TEL 〇二七―三七八―二二九九

二、事業概要・会社PR

当社は先代が昭和40年に個人にて創業。昭和60年11月に法人成り致しました。

主に土木建設工事業を行っております。

公共事業を中心として主に高崎市内にて営業しております。冬季には除雪事業も行っております。

従業員は4名（役員は3名）です。

三、経営理念

お客様に満足していた



打合せ風景

「だけるよう丁寧な仕事にこだわり、良い施工に努めております。地域に密着した土木建設工事業者として事業運営を行い、地元経済に貢献するとともに、近隣地域住民に信頼される工事を提供していきたいと思っております。社員一同精一杯努力し、頑張ります。」



企業のために、  
経営者とともに。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



伊香保

石段ひなまつり

♪あかりをつけましょ  
ぼんぼりに♪

♪お花をあげましょ  
桃の花♪

3月3日は「ひな祭り」ですが、「桃の節句」とも呼ばれます。

その桃の節句を祝って渋川伊香保温泉観光協会主催のもと、平成33年3月3日の3並びに、伊香保温泉の象徴である石段街に雛段を作り、地元伊香保保育所の児童が実際の雛衣装を身に纏い登場したのが最初で、今回のイベントで28回目となる伊香保温泉「石段ひなまつり」。

その見どころは、「子ども雛」たちの愛らしい姿で、この春小学校に入学する子供たちがひな壇になります。初日には地元園児が登壇し、2日目は県内外からの募集により選考会で選ばれた子供たちがひな壇を可愛らしく演出してくれます。私ども高崎法人会伊香保



地区会では、当初より社会貢献活動の一環として子供たちに『生きる力』を育んでいくためには、学校で組織的・計画的に学習する一方、地域社会の中で様々な体験を豊富に積み重ねることが大切だと思い、地域の誇りと愛着を忘れないように記念品としてひな衣装を纏った写真を額に入れ、毎年園児へ提供しています。伊香保の街は石段街を中心に子供たちの笑顔があふれ、春の訪れを感じさせます。早春の風物詩として、すっかりおなじみになった伊香保温泉「石段ひなまつり」へどうぞお越しください。

子持

「しぶかわふるさとまつり」開催

平成29年11月11日（土）に、渋川市子持地区の子持ふれあい公園にて「しぶかわふるさとまつり」が開催されました。

当祭りは、子持村商工会青年部（現しぶかわ商工会青年部）が立ち上げ、『ふるさとへの奉仕』と『ふるさとの環境』をテーマに地元を中心とした商工業者の支援を得ながら実施してきた地域一体型の祭りであり、青年部が企画立案から運営のすべてを行い、しぶかわ商工会青年部の地域への思いが込められています。

現役の青年部員が生まれたときから行われ、青年部員とともに成長し続け、今年でちょうど40回目を迎え、青年部の歴史と伝統を感じさせます。

当日は天候に恵まれ、子供たちによるサッカー大会を始め、ストラックアウト、牛乳パックリサイクル、地元消防署協力による消防車展示や地元出身芸人を始めとするお笑いバトルなどの特設ステージイベント、そしてフィナーレとしての打上花火等多彩なイベントにより多くの来場者で賑わいを見せ、感動と笑顔を与えました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

新町

新町イルミネーション

○点灯期間

12月1日～翌年1月31日  
午後4時30分～午後10時

○会場

JR新町駅前通り・新町ふれあい公園

○内容

高崎市新町の年末の風物詩、『新町イルミネーション』。LEDライト約3万球を街路樹のハナミズキなどに取り付け、JR新町駅前通りと新町駅前通り（約360m）、新町ふれあい公園



を美しく演出し、温か味のある雰囲気醸し出します。

○イルミネーション

スポンサー大募集！

協賛金

一口 5,000円

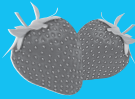
「新町イルミネーション」は平成3年から新町駅前通りを中心に実施しています。年々このイルミネーション装飾を盛大にするため、協賛スポンサーとなっていただけの企業様やお店、個人を募集しています。

○問い合わせ先

高崎市新町商工会  
TEL 0274-4210930

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

—無理なく無駄なく快適に—

みんなで出来る冬の節電対策

ウォームシェアで心も体も暖かく！

「ウォームシェア」とはみんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい鍋料理を家族や友人と囲んだり、コタツでみかんを食べながら、ご近所さんとおしゃべりに花を咲かせたり……コミュニケーションが深まります。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や銭湯に出かけてリフレッシュしたり、スポーツで体を動かせば健康づくりにも役立ちます。



お役に立ちます！冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも就寝時に布団やベットに入れておけば朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すればさらに省エネ&エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に  
幅広く対応した  
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成25年度(インシュアランス生命保険統計)

—法人会—

新 生きるための  
がん保険 Days

—法人会—

新 生きるための  
がん保険 Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0036-1512019 7月8日

# 税理士会

## 高崎支部 高崎駅でのティッシュ配布活動

関東信越税理士会  
高崎支部 税理士 新井 勇 樹

各県庁では年間を通して様々な「〇〇週間」を設け、それに合わせて各種の啓発活動を行っています。国税庁では、毎年11月11日から11月17日までの一週間は「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施しています。それを受け、税理士会高崎支部ではここ数年、高崎税務署、高崎行政県税事務所、高崎法人会とともに高崎駅前において早朝に「税を考える週間」の広報が入ったポケットティッシュを配布するという活動を行っています。

本来であれば「税を考える週間」初日の11月11日に行うところですが、今年は土曜日にあたったため週が

明けて13日の月曜日に実施となりました。

さて、第5回目となった今年も、今シーズン一番の冷え込みとなった朝の6時半過ぎに高崎駅東口ロータリーにぞろぞろと集合、支部長他高崎支部幹部、広報部員合わせて税理士会14名、他団体合わせて総勢73名のちよつとした規模の団体が一堂に会し、高崎税務署長のあいさつの後、7時ごろから高崎駅構内及び駅周辺に各自散り散りになって道行く人々にポケットティッシュを配りました。道行く人々にとつてはきつと異様な集団に見えたかもしれませんが、用意していた6000個のティッシュは1時間もしないで配

り終え、全員で記念撮影をして解散となりました。

折しも、先の衆議院議員選挙においては、当初の解散の大義名分が「消費税の使途変更」であったことが記憶に新しく、(もつとも、そのこと自体は選挙期間中あまり論点にならなかったような気がします)また、毎年年末年始にかけて税制改正論議が毎日のように新聞紙面をにぎわすところ、それが2018年度税制改正に關しては、給与所得控除の見直しや、基礎控除額の変更といった、多くの人にとつて関係のあるテーマも議論の対象となつてい



また、租税教室他わたくしたちが広く社会一般に対して租税の在り方を発信する機会もあります。そのような環境下で、今後も法人会会員の皆様と協力しあい、納税意識を高める活動を続けていくことができるようにしていきたいと思

## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

シリーズ **経営寸話**

「少子化対策と税」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 狐塚 康昭

○日本における少子化の現状

日本では何年にもわたって少子（高齢）化が叫ばれています。この問題を解決することで現在の諸課題を解決できるとも言われています。

現状を見ますと、日本の総人口は2016年で1億2,693万人で、内訳としては、年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口は、それぞれ1,578万人、7,656万人、3,459万人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ12.4%、60.3%、27.3%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2017年推計）」は、我が国の将来の人口規模や年齢構成等の人口構造の推移を推計しており、その推計によれば、総人口は2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になるとされ、2065年時点での年少人口は、898万人（10.2%）になると予測されています。（内閣府HP）  
少子化対策は言わば出生

率対策です。その出生率に關しても、2005年に1.26%という最も低い値を記録して以降は、2015年には1.45%まで回復しているものの、高度成長期終盤の出生率2.14%（1973年）には遠く及びません。

○諸外国の出生率

では、諸外国の出生率はどうでしょうか。2015年時点での各国の出生率は、いわゆる途上国と呼ばれる国々が高く、それに比べるとやはり先進国は低い傾向にあります。しかしこの先進国の中でもフランスは2.01%と、前述の高度成長期の日本の水準にはわずかに及ばないものの、高水準となっており、新興国と呼ばれるロシアやブラジルよりも高くなっています。

○税制面でのフランスの少子化対策

前述の通り、フランスでは2015年時点で出生率が2.01%ですが、わずか20年前の1994年では1.66%でした。もともと少子化に対して危機感があったフランスは様々な対

策をほぼ1世紀近くかけて行ってきました。その中で税制面での少子化対策として導入されたが「N分のN乗方式」の所得税です。昨年（2017年）3月にはこの税制の勉強会が自民党有志で行われ、ニュースとなりました。

これは「世帯課税」とも呼ばれるもので、個人の所得に対して税率を乗じるのではなく、世帯全体の所得を世帯人数で割り、その金額に応じた所得税率を乗じて計算した所得税に、今度は人数をかけて世帯としての税額を算出するというものです。

例えば4人家族（夫・会社員、妻・専業主婦、子供2人）の場合、夫の所得が2,000万円であれば所得税率は40%ですが、この課税方式を用いると、2,000万円÷4人＝500万円となり、所得税率は20%となります。実際の納税額では200万円以上の差が生じます。

日本でこの方式を採用した場合に恩恵が大きいのは、いわゆる富裕層であり、同じ富裕層でも子供のいない家庭や子供の数が少ない家庭にはメリットが少ない

課税方式です（里親でも可）。税負担を減らすことを目的として子供を作ろうとは考えないかもしれないが、月わずか数万円の児童手当の支給（バラマキ）を行っても、親が自分のために浪費をしてしまう可能性のある現状の分配の方法よりも、富裕層に恩恵があるがゆえに、この方式を採用することで、減税分を一定程度は子供に投資すること（教育を受けさせること）が可能な環境を作ることができ、将来の生産年齢人口の増加はもちろん、その水準向上にもなり、納税者として国にリターンをしていくことも期待できます。

フランスの場合には婚姻関係のないパートナーと、その間に生まれた子供の場合にもこの方式を採用できるので、結婚に対する考え方と制度の違い日本とでは状況が異なり、また採用後の効果が認められるまでにある程度の期間も必要だと思えますが、出生率を向上させる一助となってくれるのではないかと思います。

余談として。私は子供が2人おりますが、恩恵は受けられないと思います。（笑）

## 確定申告をされる方へ 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」 をご利用ください!

### ご利用のメリット

- 税務署に出向く必要がありません!
- 確定申告期間中は24時間利用可能です!
- 自動計算機能あり!
- 印刷して提出のほか、e-Taxで送信することも可能です! (注1)
- タブレット端末等でも利用可能です! (注2)

注1: e-Taxで送信するには「マイナンバーカードなどの電子証明書」及び「ICカードリーダライタ」が必要となります。

注2: タブレット端末等ではe-Taxで送信することはできません。印刷して提出のみとなります。プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストアなどのプリントサービス(有料)が大変便利です。

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

検索



タブレット端末等をご使用の方はこちらを利用ください。

## 「ふるさと納税」に係る寄附金控除を受ける方へ

### 【ご注意ください】

ふるさと納税を行った際に「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行っても、確定申告をされる方などは、特例が適用されません。

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金控除を受ける必要があります。

### <ふるさと納税ワンストップ特例制度とは>

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附(ふるさと納税)をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附先団体に提出する必要があります。

### <ふるさと納税ワンストップ特例を申請しても適用されない場合>

- 医療費控除の申告などのため、確定申告をした場合、又は住民税の申告をした場合
- 6団体以上にワンストップ特例を申請した場合
- 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない場合(寄附した翌年の1月10日までに申請書を提出した寄附先団体に、申請書の記載事項の変更の届出を行った場合は特例が適用されます。)

### ～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～



ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する質問は、総務省のホームページをご覧ください。だとか、寄附先団体にお問い合わせください。

「作成コーナーの使い方」、「申告書の作成などにあたってご不明な点」などに関する質問は、内容によってお問い合わせ先が異なります。



お問い合わせはお電話で！～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

▶作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。  
自宅で申告書を作成中に、操作方法とか分からない場合はどうしよう？

大丈夫！作成コーナーの操作に関するご質問は  
お電話で問い合わせることができます。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

→月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記のナビダイヤルがご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金となります。)。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

▶税務相談などに関するお問合せ



申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。

→高崎税務署

お問合せ先: 027-322-4711 (音声案内が流れますので「0番」をお選びください)

申告書の送付先: 〒370-8611 高崎市東町134番地12 高崎地方合同庁舎

確定申告会場

会場: ビエント高崎

(高崎問屋町2-7 JR上越線・両毛線「高崎問屋町駅(問屋口)」から徒歩5分)

期間: 平成30年2月16日(金)から3月15日(木)

土、日を除きます。ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)に限り開場します。

受付: 午前9時から午後4時まで

○2月16日(金)・18日(日)・25日(日)・3月5日(月)から15日(木)までは特に混雑が予想されます。申告会場は大変混雑しますので、長時間お待ちいただく場合があります。

○確定申告会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としております。医療費控除に関する明細書や収支内訳書などは、あらかじめ作成した上でご来場願います。

○申告会場開設前後は、高崎税務署庁舎では、相談スペース・人員が限られており、長時間お待ちいただく場合があります。また、申告会場開設中は、高崎税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。



マイナンバーカードでe-Taxが利用できます！

【e-Taxの事前準備に関するご案内】

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続きを行うことができるシステムです。ご利用に際しては、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダライタの用意などが必要です。



マイナンバーカードなど



ICカードリーダライタ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

e-Taxをご利用になる場合のマイナンバーカードの取得やICカードリーダライタの設定などに関するご質問

→月曜日～金曜日 9:30～20:00 →土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

上記のダイヤルがご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常通話料金となります。)。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。



# e-Tax<sup>イータックス</sup>を使った 納税証明書の オンライン請求を ぜひご利用ください!!

とても  
便利!

▶ スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

## 自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや  
スマートフォン、  
タブレット端末で  
納税証明書請求  
データを作成します。



## 税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により  
請求する場合と比べ  
短い時間で  
受け取れます。



(請求日当日の受取を指定された  
場合には、多少お時間をいただく  
ことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の  
送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

1 税目 1年度  
1 枚 370円  
(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が  
短縮できます。

# 地方税の申告は <sup>エルタックス</sup>eLTAX で！

<sup>エルタックス</sup>eLTAX は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは  
自宅やオフィスから

複数の地方公共団体へ  
まとめて一度に送信

eLTAXのサービスは  
無料

**国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括してeLTAXで一元的に送信することができます。**

PCdeskで給与支払報告書と源泉徴収票の統一様式に1回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、送信されることとなります。

## 【繁忙期における eLTAX の休日運用について】

eLTAXの利用件数が多い時期の対応として、下記日程において、eLTAXサービスが利用できます。

休日運用日：平成30年 1月20日（土）、1月21日（日）、1月27日（土）、  
1月28日（日）、2月24日（土）、2月25日（日）

※ 休日のヘルプデスクの対応については、eLTAXホームページで最新の情報をご確認ください。  
各団体による電子申告・利用届出等に対する審査・受付等は翌日以降となります。

## 【eLTAXに関するお問い合わせはこちらへ】

eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/>  
eLTAXヘルプデスク 0570-081459 又は 03-5500-7010

## 【自動車税の納税には、口座振替をご利用ください】

- 申込ハガキ（群馬県税預金口座振替依頼書）に必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。
- 次の期限までに申し込めば、30年度の納税から利用できます。  
申込期限：平成30年2月28日（水）

※ 詳しくは、群馬県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310032.html>) をご覧いただくか、渋川・高崎行政県税事務所又は自動車税事務所までお問い合わせください。



新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

<b>子持</b> ① (有)神道工業 ② 神道 真吾 ③ 渋川市上白井 ④ 解体工事業、トビ、土木	<b>箕郷</b> ① (株)須藤木材 ② 須藤 宗一 ③ 高崎市箕郷町富岡 ④ 林業	<b>高崎</b> ① (株)奈良設備 ② 奈良 行則 ③ 高崎市藤塚町 ④ 水道設備工事	<b>高崎</b> ① (株)アイエヌエネルギー ② 伊藤 仁 ③ 高崎市片岡町 ④ 電気供給業
<b>子持</b> ① 日輪企画(株) ② 入内島幸男 ③ 渋川市白井 ④ 一般貸切旅客自動車運送事業	<b>箕郷</b> ① (医)瑞穂会 ② 合志 裕一 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 保健衛生事業	<b>高崎</b> ① 肥留川会計事務所 ② 肥留川昭夫 ③ 高崎市八千代町 ④ 税理士事務所	<b>高崎</b> ① アクア警備保障(株) ② 小田 裕司 ③ 高崎市日高町 ④ 警備業
<b>女性</b> ① (株)群映機工 ② 戸塚 潤子 ③ 高崎市大八木町 ④ 建設業	<b>吉岡</b> ① (株)丸栄産業 ② 元田 寛 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 卸売業	<b>高崎</b> ① (株)本島事務所 ② 落合 謙一 ③ 高崎市高松町 ④ 税理士事務所	<b>高崎</b> ① ココハート(株) ② 落合さとみ ③ 高崎市請地町 ④ 美容業
<b>青年</b> ① (株)愛幸 ② 塩田 忠則 ③ 高崎市倉賀野町 ④ クリーニング業	<b>榛東</b> ① 樺澤防水 ② 樺澤 功 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 防水工事業	<b>群馬</b> ① (株)関東ルーフ ② 遁所 将佳 ③ 高崎市菅谷町 ④ 建設業	<b>高崎</b> ① スナック大空 ② 多胡みさ江 ③ 高崎市若田町 ④ 飲食業
<b>問い合わせ先</b> (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576	<b>榛東</b> ① 榛嶺サニタリ ② 田村 勉 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 一般廃棄物収集運搬業	<b>箕郷</b> ① (株)S E I ② 及川古四郎 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 一般電気工事業	<b>高崎</b> ① (有)中堀建具木工所 ② 中堀 勝弘 ③ 高崎市日高町 ④ 建具工事業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税には  
**ダイレクト納付が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。


作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は  
**e-Taxが24時間利用<sup>※</sup>できます。**

※メンテナンス時間を除きます。

電子申告で  
効率UP!

「e-Tax」なら  
→  
国税に関する申告や  
納税、申請・届出などの手続きが  
インターネット  
で行えます。




e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス 検索

www.e-tax.nta.go.jp

# 表紙説明

## 平成29年度 菊地幸夫氏 公開講演会

平成29年11月16日、高崎市総合福祉センターにて、税を考える週間協賛事業として、菊地幸夫氏による公開講演会を開催しました。

約180名の来場者を迎え、「出会いの人生で学んだこと」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

### 【プロフィール】

弁護士（第二東京弁護士会）。番町法律事務所。

中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。

現在、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事も務める。

また、日本テレビ「行列のできる法律相談所」及び「スッキリ!!」をはじめ、数本の番組にレギュラーとして出演。

弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、各地のトライアスロン大会へも出場。

地元小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。



## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第167号

平成30年1月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 川崎 信行  
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

## e-Tax 利用に関する 法人会 「会員優遇サービス」 の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

### 1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容

#### ◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,080円⇒無料  
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,400円⇒無料

#### ◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,080円⇒無料  
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,400円⇒無料  
※別途、契約時に契約料として2,160円(消費税等込、契約時のみ)

#### ◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,160円⇒無料

#### ◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………1,080円⇒無料

#### ◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,160円⇒無料

### 2. 申込み手順

- ①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(\*)に署名押印する。  
※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していたいただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

お問合せ先 ▶ 一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL:027-363-4526

## お詫びと訂正

法人だより166号におきまして、記載に誤りがございましたので、お詫び申し上げ、下記の通り訂正いたします。

誠に申し訳ございませんでした。

### 【訂正箇所】

法人だより166号・25ページ「平成29年度下期「決算税務説明会」日程表」の項

【誤】3月23日(金) 14:00～16:00

【正】3月22日(木) 14:00～16:00

# 「夢と絆」

講師  
新潟産業大学 准教授

## 蓮池 薫 氏



プロフィール

1957年 新潟県柏崎市生まれ  
中央大学法学部3年在学中に拉致され、24年間、北朝鮮での生活を余儀なくされる。帰国後、1年間の市役所勤務を経て、新潟産業大学嘱託職員・非常勤職員として働くかたわら、中央大学に復学。  
2008年3月 復学していた中央大学 卒業  
2013年3月 新潟大学大学院博士前期課程 修了  
2013年4月 現在 新潟産業大学経済学部 准教授

日時 平成30年3月15日(木)  
午後6時30分～午後8時  
※受付：午後5時30分～

場所 高崎市総合福祉センター  
2階 たまごホール  
高崎市末広町115-1  
TEL:027-370-8822

定員 300名

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

締切 2月23日(金) 必着

※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

無料

高崎税務署管内 税務協力団体  
一般社団法人 高崎法人会

申込み方法

### 1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから  
チラシをダウンロードし  
FAXにてお申込み下さい。

高崎法人会  
〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所ビル 506号  
TEL : 027-363-4526  
URL : <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

### 2. 一般の皆様

次の要領で記入した、  
**1名につき1枚の往復はがきで**  
お申込み下さい。  
(返信面が**入場整理券**となります)

- ① 往信オモテ：高崎法人会住所
- ② 返信ウラ：白紙のまま
- ③ 返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ④ 往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

# 法人だより

No.167



菊地幸夫氏 講演会

「出会いの人生で学んだこと」

表紙説明はP.26



## 迎春

本年も

よろしく願いいたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉淵地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会